

## 警告・退場による出場停止取扱い基準

### 1. 警告累積

出場停止となる警告累積回数は、大会毎の、一つのチームの試合数によって異なります。

[表1]

試合数	該当する大会	出場停止とされる警告累積回数
9試合以下	埼玉県総合体育大会 埼玉県シニアサッカー選手権大会	2回
10試合以上 19試合以下	埼玉県サッカー協会長杯(40リーグ、順位決定戦) 各シニアリーグ	3回
20試合以上		4回

#### ①警告累積による出場停止

警告累積がそれぞれの大会で規定数[表1]に達した場合は、当該大会の直近の1試合が出場停止になり警告累積による出場停止を2回以上繰り返した場合は、その都度2試合出場停止となります。

#### ②一つの試合で複数の処分を受けた場合

1試合に2回の警告を受けた場合、この警告は累積には算入されません。

1試合で警告を受けた後にさらに退場処分を受けた場合は、この警告は累積に算入されます。

#### ③警告累積による出場停止の当該試合

警告累積による出場停止は、当該大会以外には適用されません。

#### ④警告累積による出場停止と他の出場停止の関係

警告累積による出場停止と退場(1試合警告2回による退場含まず)による出場停止は同時に科されます。たとえば、リーグ戦のある試合で、累積3回目となる警告を受け、さらに退場処分を受けた場合、出場停止となる試合数は、“警告累積による1試合、および退場処分に対する停止試合数”となります。

警告累積による出場停止と退場(1試合警告2回による退場含まず)による出場停止が同時に科された場合は、退場による出場停止が先に適用されます。

### 2. 退場(1試合警告2回による退場を含む)による出場停止

#### ①退場による出場停止

退場による出場停止については、フェアプレー・規律委員会で処分が決定されますが、処分が決まる前でも退場を受けた次の1試合は自動的に出場停止となります。

#### ②退場(1試合警告2回による退場含む)による出場停止は直近の大会で順次消化する

退場による出場停止については、1試合以上出場停止の場合は、直近の同レベルの大会[表2]で順次消化します。この場合、他のレベルの大会には影響しません。

[表2]

レベル	シニア連盟の大会		
A	A1	埼玉県サッカー協会長杯(40南北リーグ、順位決定戦)	埼玉県総合体育大会
	A2	50シニアリーグ	埼玉県シニアサッカー選手権大会 シニアフェスタ(50)
	A3	60シニアリーグ	シニアフェスタ(60)
	A4	65シニアリーグ	シニアフェスタ(65)
	A5	ロイヤルシニアリーグ	シニアフェスタ(ロイヤル)
Z	関東60・65・70埼玉大会		

### 3. 特別な大会「Z」の扱い

表2のAの大会で受けた退場による出場停止は、Zの大会には影響しません。

Zの大会で受けた退場は、Aの大会には影響しません。

4. 退場による出場停止につき、一つの大会で懲罰基準の同一項目による処分を2度以上繰り返した場合は、同基準に定める出場停止試合数の2倍となります。

[表3]

懲罰基準の項目	2度以上繰り返した場合
1試合警告2回による退場 1試合の出場停止処分に相当する退場	2倍
他の選手、監督、コーチ、役員その他競技に立ち会っている関係者(以下、「選手等」という)に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	
主審および副審に対する侮辱または公然の名誉棄損行為 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	

5. シーズン中に移籍した場合の処分の扱い

警告累積、出場停止、退場(1試合警告2回の退場含む)の履歴、出場停止の履歴などは、移籍先チームにおいても適用されます。

6. 出場停止と試合中止

① 出場停止の対象試合が延期または中止された場合

出場停止の対象試合は、当初の対象試合の直後に行われる試合に変更されます。

② 試合開始後に中止された試合で受けていた警告、退場処分の扱いについては、フェアプレー・規律委員会で決定されます。

7. 出場停止の翌シーズンへの繰り越し

シーズンが終了した時点で未消化の出場停止は、翌シーズンへ繰り越します。

以上